

名瀬港における船舶等の対応措置（台風襲来・暴風時）

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 停泊船舶及び警戒勧告発令中に入港する船舶は、気象情報（台風、異常に発達した低気圧の動向等）に留意し乗組員の待機、機関の準備等の避難準備を整える。 2 港内で以下に従事するものは、中止の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・荷役 ・給油 ・港則法第31条に係る工事、作業 ・港則法第32条に係る行事 3 工事作業現場においては、資機材の流出防止等の措置を執る。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 500トン以上の在泊船舶は、速やかに港外へ避難する。 ただし、時間的に港外の安全な海域への避難が困難な船舶は、船長判断で、係留強化等必要な措置を取ること。 2 港内で以下に従事するものは、中止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・荷役 ・給油 ・港則法第31条に係る工事、作業 ・港則法第32条に係る行事
解除	<p>各船舶等は、避難準備等を復旧し、あるいは入港する。 ただし、台風又は異常に発達した低気圧（以下「台風等」という）接近に伴う「避難勧告」から、同台風等の通過に伴い「警戒勧告」に移行した場合には、上表の「警戒勧告」に係る措置を維持するものとする。この場合の表中1の「避難準備」、2の「中止の準備」とあるものは、これらの措置に準ずる措置として読み替える。</p>